

# 美瑛町町有財産利用団体等募集要領

## 1. 目的

美瑛町内の町有財産を有効活用し地域振興を図るため、広く一般から施設を利用する個人・団体等を募集します。

## 2. 施設の概要

- ①名称 西美体験交流館（旧美瑛町立西美小学校）
- ②所在地 北海道上川郡美瑛町字溜辺薬第2
- ③建物概要 ・校舎 607.351 m<sup>2</sup>（平成6年築RC造）  
・体育館 668.560 m<sup>2</sup>（昭和60年築S造）  
※一部研修室及び体育館は地域交流により行政区等が使用する場合がありますため、別途協議が必要
- ④敷地面積 16,512.000 m<sup>2</sup>（附帯駐車場、グラウンドを含む）  
※グラウンドは地域交流により行政区等が使用する場合がありますため、別途協議が必要
- ⑤都市計画区域外

## 3. 応募資格

どなたでも応募できます。（法人、任意団体、個人を問いません。）

ただし、下記①～⑤に該当しないことを条件とします。

- ①次のいずれかの者、又は次のいずれかの者を役員に置いている団体、法人
  - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
- ②破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- ③国税及び地方税を滞納している者
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者
- ⑤地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けたことがある者
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員である者その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になる活動を行う者
- ⑦その他町長が不相当と認めるもの

## 4. 施設利用者が行う利用計画の内容

施設の利用計画は、公序良俗に反しないもの、政治活動を伴わないもの、非宗教的なもので、町の振興及び活性化に資する下記の条件を原則すべて満たしていることとします。

- (1) 町の産業振興、又は福祉の向上に資する利用計画であること
- (2) 地域との調和や地域振興に資する利用計画であること
- (3) 継続性や雇用など波及効果のある利用計画であること
- (4) その他、町の発展や住民サービスの向上に資する利用計画であること

## 5. 施設利用の条件

- (1) 一括利用が望ましいですが、利用計画の内容如何により、一部利用も可とします。  
また、地域事情により、一部利用できない可能性があります。
- (2) 貸付料は、利用計画の内容に応じ、無償貸付若しくは有償貸付を判断することになります。  
ただし、土地のみの貸付の場合は、無償による貸付はできません。
- (3) 維持管理費は施設利用者の負担とします。
- (4) 施設利用者から第三者への貸付はできません。
- (5) 施設利用者が施設に改修を加えるときは、事前に町の承認を得なければなりません。
- (6) 利用開始から貸付期間満了の日まで毎年3月31日までに、また、町が必要と認めるときは、施設の利用状況等を証する資料を添えて町に報告しなければなりません。
- (7) 貸付期間中の契約解除を希望する際は、事前に町へ書面による申入れをしなければなりません。
- (8) その他、施設利用者は、地方自治法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、美瑛町情報公開条例、美瑛町個人情報保護条例及びその他関係法令等を遵守してください。

## 6. 利用期間

原則、利用開始から3年間の賃貸借を基本としますが、利用期間は利用計画の内容如何により、短縮又は延長する場合があります。

なお、利用計画の内容により、利用決定から開始までの間、関係省庁からの認可等に一定期間を要しますのでご了承ください。

## 7. 提出書類

施設利用計画書（別記様式第1号）

ただし、必要に応じ、次の書類の提出を求める場合があります。

- ①申請資格を有していることを証する書類
  - ア 当該法人の登記簿謄本
  - イ 国税及び地方税の納税証明書
- ②施設で運営する事業等の実施計画書
  - ア 事業実施に係る基本方針
  - イ 当面の事業計画
  - ウ 人員体制について記載した書類
- ③当該団体の経営状況を説明する書類
  - ア 前事業年度の収支（損益）計算書等
  - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録等
  - ウ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書等
- ④定款、寄附行為、その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類等  
※関係書類については、暴力団等を排除するため必要に応じ警察署等に照会することがあります。
- ⑤その他、町が必要と認める書類

## 8. 選定方法及び選定基準

施設利用者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、美瑛町町有財産利用団体等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において下記選定基準に基づき施設利用者の選定を行い、地元説明会を開催し、選定した利用計画について地元の説明、協議します。その可否について申請者に通知いたします（別記様式第2号）。

なお、申請者は必ずプロポーザルに参加することとします。

- (1) 施設の運営が、上記第4項及び第5項に沿った利用を確保することができるものであること。
- (2) 施設利用計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

- (3) 施設利用計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他能力を有するものであること。
- (4) 施設利用計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たすものであること。
- (6) 選定委員会について
  - ①申請者は、選定委員会において利用計画の内容についてプレゼンテーション形式で説明します。
  - ②プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とします。
  - ③プレゼンテーション終了後、選考委員との質疑応答の時間を設けます。
  - ④プレゼンテーションの参加者は3名以内とします。
  - ⑤プレゼンテーションの方法については、特に指定しません。
  - ⑥プレゼンテーションの内容については、基本的には申請書類の内容に従ったものとしてください。なお、申請書類とは別にプレゼンテーション用の資料を提出しても構いません。
  - ⑦当日、追加で説明資料がある場合は、別途持参してください。
  - ⑧欠席した場合、失格となります。
- (7) 貸付後に町が必要と認めるときは、施設を有効活用し地域振興を図ることができているか選定委員会において審議を行うことがあります。

## 9. 賃貸契約等の締結

町は、選定された施設利用候補者と双方協議の上、貸借契約等を締結します。

## 10. 応募にあたっての留意事項

- (1) 提出された応募書類の内容を変更、修正することはできません。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (3) 提出された応募書類は返却いたしません。また、応募書類は公開する場合があります。
- (4) 申請後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (5) 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

## 11. 申込み・問い合わせ

〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号  
美瑛町役場まちづくり推進課  
TEL : 0166-92-4330 FAX : 0166-92-4414  
E-mail : machi@town.biei.hokkaido.jp